

北海道議會時報

第一卷第六號

議事課長

昭和二十四年十月

目次

◎第四回定例道議會.....	一
△提出案件.....	
△議事の経過.....	
△建議案.....	
△決議案.....	
△各派交渉會.....	
△昭和二十四年度道費追加更正豫算に對する知事説明要旨.....	
△請願.....	
◎特別委員會.....	八
△さげ、ます處分に關する調査特別委員會.....	
△外地同胞引揚對策特別委員會.....	
◎常任委員會.....	九
△總務△民生△衛生△經濟△水産△商工△林務△開拓及び農地△土木△勞働及び建築.....	
◎合同審査會.....	一一
△總務、林務、開拓及び農地.....	
◎各種會合.....	一二
△第六回一道北部七縣議會協議會.....	
△一道東北七縣知事會議.....	
雜錄.....	一八
△道の人事異動.....	
△來往.....	
△議員の動靜.....	
資料.....	二二
△各部課(室)及び分掌事項.....	
△昭和二十四年度豫算現計調.....	
◎新購入圖書紹介.....	二九

第四回定例道議會

第四回定例道議會は、九月二十六日開會せられた、今回は全額國庫支出金による事業及びキテイ颱風による災害の復舊等、緊急差措き難い當面の經費及びささの議決にもとづく職員費についての追加更正豫算その他の提案について審議を行い、二十九日午後三時十五分閉會した。

なお今回提出せられた案件並びにその経過はつぎの通りである。

▲知事から提出された議案

議案第一號	昭和二十四年度北海道費歳入歳出追加更正豫算	九、二九原案可決
第二號	昭和二十四年度北海道農産物検査費歳入歳出追加更正豫算	〃
第三號	昭和二十四年度北海道模範林費歳入歳出追加更正豫算	〃
第四號	昭和二十四年度北海道公有林費歳入歳出追加更正豫算	〃
第五號	昭和二十四年度北海道轉貸資金歳入歳出追加豫算	〃
第六號	昭和二十四年度北海道女子醫學專門學校費歳入歳出追加豫算	〃
第七號	昭和二十四年度北海道地方競馬費歳出更正豫算	〃
第八號	第三百十回北海道起債に關する件	〃
第九號	第三百十一回北海道起債に關する件	〃
第一〇號	連合國軍要員物資配給代行機關に對し資金貸付の件	〃
第一一號	産業資金轉貸の件	〃
第一二號	財産取得の件	〃
第一三號	新制大學入學資格認定試験受験手数料條例設定の件	〃

議案第一四號

北海道職員定數條例の一部を改正する條例設定の件

九、二九原案可決

議案第一五號

保健所設置條例の一部を改正する條例設定の件

〃

議案第一六號

北海道漁船機關製作設備機械貸付條例設定の件

〃

議案第一七號

北海道立體育館設置の件

〃

議案第一八號

利尻郡沓形村を町となすの件

九、二八

議案一九號

枝幸郡中頓別村を町となすの件

〃

議案二〇號

釧路郡鳥取町を廢しその區域を釧路市に編入するの件

〃

議案二一號

天鹽郡幌延村と同郡豊富村との境界變更に關する件

〃

議案二二號

昭和二十四年度北海道費歳入歳出追加豫算

九、二九

議案二三號

第三百十二回北海道起債に關する件

〃

議案二四號

北海道立登別労働者保養所條例設定の件

〃

議案二五號

釧路市と白糠郡白糠村との境界を變更しその區域を釧路市に編入の件

〃

議案二六號

昭和二十四年度北海道費歳入歳出追加豫算

〃

議案二七號

北海道職員定數條例の一部を改正する條例設定の件

〃

▲議員から提出された議案、建議案及び決議案

議案第二八號	北海道知事、副知事、出納長及び副出納長の給料額及び旅費額並にその支給條例の一部を改正する條例設定の件	九、二九原案可決
第二九號	北海道議會議員報酬及び費用辨償條例の一部を改正する條例設定の件	〃
第三〇號	北海道監査委員の報酬額費用辨償額、給料額及び旅費額並にその支給條例の一部を改正する條例設定の件	〃
建議案第一號	六、三制學校建築費國庫補助の件	〃
第二號	日本製鐵株式會社輪西製鐵所熔鑪爐一部休止取止めに関する件	〃
決議案	北海道綜合開發促進に關する件	〃

▲議事の経過

○九月二十六日 午後一時二十分開議 會議録署名議員の指名及び諸般の報告をなしたのち、調査繼續中の外地同胞引揚對策特別委員會及びさけ、

ます處分に關する調査特別委員會を本會期においても存置することを決定、常任委員の辭職及び選任の件を議題に供し、吉田（豊）水産及び石田衛生兩委員の辭任を許可し、新に吉田（豊）議員を衛生委員に、石田議員を水産委員にそれぞれ選任し、福田副知事より提出議案について説明があり、ついで徳永出納局長より出納局内における公金横領事件の報告をかねて遺憾の意を表し議案調査のため二十七日は休會することに決定して午後一時五十分散會。

○九月二十八日 午後二時五十六分開議 時間を延長し、諸般の報告のち日程に議案第二十二號乃至第二十五號を追加し、本案につき福田副知事より説明があり、續いて岡村教育長より九月十六日の道立岩見澤高等學校の火災について報告をかね遺憾の意を表して休憩、午後五時四十五分再開、議案第十八號乃至第二十一號及び第二十五號を議題に供し委員會の審査を省略して何れも原案の通り可決して午後五時五十分散會。

○九月二十九日 午後二時五十五分開議 時間を延長し、諸般の報告のち議案第二十六號乃至第三十號建議案第一號及び第二號並に商工、勞働及び建築委員長より審査報告のあつた請願を日程に追加し、北海道綜合開發促進に關する決議案を原案の通り可決、議案第一號乃至第十七號第二十二號乃至第二十四號を一括議題に供し何れも委員會の審査を省略し原案の通り可決、議案第二十六號及び第二十七號を一括議題に供し、福田副知事より本案に對する説明があり、本案を委員會の審査を省略し起立の方法により採決の結果多數をもつて原案の通り可決、議案第二十八號乃至第三十號を一括議題に供し、本案を委員會の審査を省略し起立の方法により採決の結果、多數をもつて原案の通り可決、建議案第一號を議題に供し原案の通り可決、建議案第二號を議題に供し、商工委員長より本案に對する趣旨聲明あつて本案は原案の通り可決、勞働及び建築、商工の各委員會より審査報告のあつた請願を一括議題に供し、何れも委員會報告の通り決定、ついで

外地同胞引揚對策特別委員會及びさけ、ます處分に關する調査特別委員會はさお調査繼續中につき閉會中も引續き調査をなし得ることを決定し、午後三時十五分開會した。

▲建議案

建議案第一號 議員 坂東 秀太郎君 外全員提出

六、三制學校建築費國庫補助の件

一、政府は速かに、六、三制學校建築費國庫補助豫算を計上して六、三制教育の確立を期せられたい。

(理 由)

新制中學校校舍の整備に喫緊の重要問題であるが、本年度六、三制學校建築に要する國庫豫算は全面的に削除されたまゝ今日に至つてゐるため、新制中學校々舎建築の必要に迫られた各市町村は止むなく寄附金その他の自己財源により辛じて賄つて来たが現在窮迫せる經濟情勢下においては建築打切の破目に立至つたものも少なくない現状であり普通教室すら必要敷にはるかに及ばない實情下において六、三制教育は將に挫折の運命に逢着している。

よつて政府におかれては速かに六、三制教育の確立を期して相當の國庫補助豫算を計上せられるより要學する。

建議案第二號 商工委員長 齋藤 藤吉 君提出

一、日本製鋸株式会社輪西製鐵所熔鑪爐一部休 止取止めを關する件

一、今回鐵鑛生產方式の變更により輪西製鐵所熔鑪爐も一部休止となることになつたが、本道綜合開發並びに日本産業再建の基礎産業である鐵鑛業の重要性に鑑み同所熔鑪爐の一部休止を取止め生産を繼續せしめられたい。

(理 由)

日本經濟再建の基礎産業である鐵鑛業の重大性に鑑み、輪西町熔鑪爐二基（日産四五〇屯）は國內炭と輪西特産のコーライトコックスによつて日本の鐵鑛生産に畫期的寄與をなした來つたが、更に大型高爐により日産七〇〇屯生産を目標に九月十三日仲町三高爐の火入れを行い、愈々生産意欲を昂揚するとともに、

コークスによる大型高爐生産の世界的技術の成功に邁進したつた次第である。

然るに突如として關係方面より銑鐵生産量の問題と鐵鋼生産方式の變更を理由に、仲町三高爐火人と同時に輪西町熔鑄爐二基中一基の吹止め及びその後三週間に於て他の一基を吹止め方指示せられ、その結果九月十二日輪西町四高爐が吹止めされ、更に輪西町三高爐も十月四日頃を以て吹止めとなる運命にあるが、斯くては今後愈々重要性を加える本道綜合開發の推進上、將又日本産業復興上重大なる支障となることが豫想せられる。依つて此の際仲町三高爐の外現在尙稼働中の輪西町三高爐の吹止めはこれを中止し、引續き操業を繼續せしめられ、以つて經營の合理化へ優秀技術の保全を圖るとともに、道内關連産業の振興と失業の防止を期せられんことを切望するものである。

▲決議案

北海道綜合開發促進に關する決議

北海道開發事業は、土地の開發、鐵道、道路、河川、港灣の修築、土地改良、電力、森林、農畜産、商鑛工、水産の開發振興、移民の招致等に關する綜合的事業であり、本道に賦存する豊富なる資源を開發し、これを日本再建に寄與せしめんとする國家的重大事業であつて、その効率的遂行は獨り本道のためばかりでなく終戦後國土狭少となり、資源に乏しい我が國の現状において、人口食糧問題解決上最も急務を要することと確信するものである。

政府におかれても、斯る觀點に立脚し、北海道開發審議會を組織し、鋭意その促進に努力せられていくことは承知するも、終戦以來の本道開發費豫算は諸般の事情に制約せられ、甚だ過少なる額に止り、例を道費豫算と開發費豫算との比率について考察しても、我が國が専ら滿洲その他外地の經營に力を注ぎ、本道の開發を等閑に付した昭和十年前後における拓殖費豫算は當時の地方費豫算の三倍であつたものが、昭和二十四年度開發費豫算は本年度道費豫算の二分の一に過ぎない現況である。

斯くては本道の綜合開發も百年河清を俟つの結果となり、道民の要望は勿論本道の眠れる資源を日本再建に寄與せしめんとする願望も、晝餅に歸することを憂

慮するものである。

政府におかれては此の際深く本道の實態を認識せられ英斷を以つて、その積極的開發に乗り出し、經費豫算を本道に重層的に投入するの措置を講ぜられたい。右決議する。

昭和二十四年九月二十九日

北海道議會議長 坂東秀太郎

▲各派交渉會

第四回定例議會における各派交渉會の決定事項は次のとおりである。

九月二十六日

一 今議會の會期は一應四日間とし二十七日は議案調査のため休會とする。

一 外地同胞引揚對策特別委員會及びさけ、ます處分に關する調査特別委員會は本會期においても繼續存置する。

一 吉田水産委員、石田衛生委員の辭任を認める。

一 所屬黨派の異動に伴う議席は次回から變更する。

九月二十八日

一 電氣事業北海道分斷問題については商工委員會の研究に一任する。

一 早害對策特別委員會は設けず經濟委員會がその調査に當り所要費用は道調査費をもつて支辨する。

一 豫算折衝のため十月一日から二週間議員六名（民自二其の他一宛）上京する。

一 道立學校火災頻發に鑑み議會の總意として管理の万全と責任者の措置方について道教育委員會に申入れする。

一 二十六日自動車事故により殉職又は負傷した空知管内農業調整委員及び關係職員の見舞金、弔慰金、遺家族に對する贈金等の措置については知事に一任する。

一 日鐵輪西製鐵所熔鑄炉一部取止め方については各黨協力實現を期す

ること。

九月二十九日

一 知事、福知事、監査委員、議員の給料報酬等の條例改正案を議長から提出する。

一 議事堂を新築することとし諸建物の移轉、設計調査一部資材に要する經費豫算の提出につき知事に申入れする、(概算一千坪六千六百万圓)

一 道綜合開發促進に關する決議案及び六、三制學校建築費國庫補助に關する建議案を全員提出とする。

一 外地引揚對策及びさけ、ます處分調査の兩特別委員會は閉會中も繼續調査をなし得ることとする。

一 各常任委員會の府縣視察調査につき前後期各三名二週間程度において豫算要求方事務局で措置する開拓關係の降雪前視察は承認する。

一 今議會は本日を以て閉會する。

一 散會後引き続き全員協議會にて開發費豫算要求につき理事者から説明を求める。

▲昭和二十四年度道費追加更正豫算に對する知事説明要旨

今次の追加更正豫算は、全額國庫支出金による事業及び國庫補助金の確定に伴い、義務的に道費の支出を要する事業及びキテイ颱風による災害の復舊等、緊急差措き難い當面の經費に限りこれを計上し、なお併せてさきの議決に基き職員費について所要の豫算措置を講じたのであつてその内容はつぎの通りである。

第一 道職員費に關する經費

一般、特別兩會計豫算定員二四五名削減(減)

第二 土木事業に關する經費

災害耕地復舊費

九百四十五萬圓

八百七萬圓

市町村道路橋梁改良補修工事補助金
災害土木復舊費

四十五萬圓
百萬圓

第三 教育に關する經費

教員増員費(小學校三八〇名、中學校二二〇名分)
教育委員會事務局職員増員費(七十六名分)
高等學校費において

二千七百九十五萬圓
四百七萬圓

一 防火設備等に要する經費

五百十六萬圓

一 配給硝子の購入費

二百五十四萬圓

一 キテイ颱風による災害の復舊費

二百二十二萬圓

一 旭川女子高等學校復舊費

八百五十萬圓

北海道立體育館買收費

三百五十萬圓

第四 社會労働及び衛生に關する經費

更正資金貸付事業費

三千七百四十九萬圓

引揚者定着援護並びに愛の運動費

二百三十二萬圓

傷痍者收容施設費

百五十萬圓

被保護者全國一齊調査並びに教護院費

百九萬圓

札幌労働會館並びに登別労働者保養所維持經營費

八十三萬圓

札幌市に日雇労働者の集合所設置費

四十三萬圓

今金外二保健所の願舎改築買收費

八百十萬圓

狂犬病豫防費

二百三十四萬圓

屠畜検査及び斃獸處理指導費

百九十五萬圓

細菌検査費

二百二十四萬圓

第五 産業經濟に關する經費

家畜防疫用消耗器材等の購入及び修繕費

三百三十九萬圓

暗渠排水工事費補助

六百八十萬圓

軌道客土工事費補助

四百八十七萬圓

用排水施設費補助

一千八百三十二萬圓

旱害對策費

百萬圓

特設亞麻採種圃設置費

二百八十萬圓

温床用農具利用施設費

百五十四萬圓

馬鈴薯原種圃經營費

四百五十八萬圓

主要食糧需給調整費 三百五十二萬圓
馬のバラチアス豫防施設費 五百九十七萬圓

衣料品小賣業者並びに自轉車、リヤカ販賣業者登録費 三百八十九萬圓
第六 統計、財産及び選挙に要する経費並びに諸支出金経費

人口調査費 二百五十八萬圓
統計機構整備費 一千五百九十一萬圓

キテイ颱風による廳舎公宅等の復舊費 三百五十八萬圓
選挙人名簿調査費 六百六十九萬圓

諸團體調査費 二百七十萬圓
連合軍要員物資配給代行機關に對する貸付金 二百萬圓

をそれぞれ追加計上し、當面急を要する諸般の施策に適切な措置を講ぜんとするものであつて、これが歳出需要に對する財源としては、國庫支出金一億四千九百萬圓、使用料及び手数料一千二百五十萬圓、道債五百萬圓、前年度繰越金四千九百三十四萬圓、財産收入、寄附金及び雜收入三千六百八十七萬圓を以つてこれに充當したのである。

つぎに轉貸資金特別會計において、一千二百五十萬圓を追加したのは雄武町外二箇村に産業資金を轉貸せんとするものであつて、この財源は道債を以つてあつたのである、また女子醫學専門學校特別會計において六百八十七萬圓を追加したのは、主として藥品の購入及び醫療機械器具類の整備充實を期するための経費を見込んだのであり、なお北海道模範林費、公有林費及び地方競馬費の各特別會計において豫算更正を行ったのは、その職員の一部を減員した關係である、以上が今次追加更正豫算についての概要である。

▲請 願

第四回定例道議會で採擇に決した請願は次の通りである。

(請願番號) (件) (名) (請 願 者)
請願商工第 十 號 苦小牧工業地帯設定に關する 苦小牧市長 田 中 正太郎

請願労働及第五 道費補助住宅の建設促進方に關する件 夕張市長 北島光盛

請願總務第三五號 瀧川町綜合體育場新設工事に對し道費補助の件 瀧川町長 神部俊二

請願第三六號 道立岩見澤高等學校再建に關する件 栗澤町長 山田利忠

請願第三七號 今金高等學校を道立に移管の件 今金町長 齋藤房一

請願第三八號 道立岩見澤高等學校再建の件 岩見澤市長 山本英

請願第三九號 野球場建設に對し道費補助に關する件 函館市長 宗藤大陸

請願第四〇號 鹹首の取消に關する件 北海道廳職員執行委員長 菱 信吉

請願第四一號 札幌文科學專門學院を札幌短期大學に轉換の件 今 裕

請願第六 千歳町に道營授産場設置の件 千歳町長 山崎友吉

請願經濟第一六號 旱害對策に對する救済策實施の件 石狩旱害對策推進委員會委員長石狩支廳長 小林行夫

請願第一〇號 苦小牧工業地帯設定に關する件 函館市長 田中正太郎

請願第一一號 函館市白轉車競技場設置工費に對し補助交付の件 函館市長 宗藤大陸

請願第一一號 千歳町長 山崎友吉

請願第一一號 幌向原野緊急開墾促進の件 千歳町長 山崎友吉

請願第一一八號 石狩川護岸工事施行の件 浦臼町長 友成又六

請願第一一九號 於札内川切替改修工事施行の件 浦臼町長 友成又六

請願第一二〇號 浦臼川改修工事施行の件 浦臼町長 友成又六

請願第一二一號 石狩川架橋工事施行の件 浦臼町長 友成又六

請願第一二二號 茂生港船入湖修築工事促進の件 濱益村長 星野菊太郎

請願第一二三號 入志別川改修切替工事及び石狩川護岸築堤工事施行の件 一己村長 柏木愛雄

請願第一二四號 堰堤施設工事施行の件 留萌市長 原田太八

第一二五號	貯水地築設工事施行の件	初山別村長 前田 廣紀	第一一五號	町村道を地方費道に昇格の件	伊達町長 岡
第一二六號	堰堤補強工事施行の件	沼田町長 青陽 松太郎	第一一五號	有珠船入洞改修工事施行の件	伊達町長 岡
第一二七號	市街地側溝改良工事施行の件	沼田町長 青陽 松太郎	第一一五號	有珠登山道路開さく工事施行の件	伊達町長 岡
第一二八號	灌漑用貯水池築設工事施行の件	沼田町長 青陽 松太郎	第一一五號	村道を準地方費道に昇格の件	伊達町長 岡
第一二九號	町道改良工事施行の件	沼田町長 青陽 松太郎	第一一五號	村道の改修及び新設工事に対する補助交付の件	伊達町長 岡
第一三〇號	自動車道路開さくの件	上川村長 伊集院 兼三	第一一五號	簗津原野運河改修工事施行の件	北村長 小本曾
第一三一號	開拓道路改修工事施行の件	手稲村長 兼三郎	第一一五號	町村道を準地方費道に編入の件	北村長 小本曾
第一三二號	手稲村輕川市街地内道路側溝改修工事施行の件	手稲村長 兼三郎	第一一五號	町村道を地方費道に昇格の件	北村長 小本曾
第一三三號	樽川道路改修工事施行の件	手稲村長 兼三郎	第一一五號	町村道を地方費道に昇格の件	北村長 小本曾
第一三四號	新川原野開闢としての灌漑及び造田工事施行の件	手稲村長 兼三郎	第一一五號	町村道を地方費道に昇格の件	北村長 小本曾
第一三五號	苫小牧漁港修築に關する件	苫小牧市長 田中 正太郎	第一一五號	町村道を地方費道に昇格の件	北村長 小本曾
第一三六號	苫小牧支笏湖間産業道路工事促進の件	苫小牧市長 田中 正太郎	第一一五號	町村道を地方費道に昇格の件	北村長 小本曾
第一三七號	開拓道路新設の件	苫小牧市長 田中 正太郎	第一一五號	町村道を地方費道に昇格の件	北村長 小本曾
第一三八號	準地方費道降延、月形線延長の件	月形村長 狩野 盛秀	第一一五號	町村道を地方費道に昇格の件	北村長 小本曾
第一三九號	札比内川河川改修工事施行の件	月形村長 狩野 盛秀	第一一五號	町村道を地方費道に昇格の件	北村長 小本曾
第一四〇號	札比内土功組合貯水池の治山工事施行の件	月形村長 狩野 盛秀	第一一五號	町村道を地方費道に昇格の件	北村長 小本曾
第一四一號	炭釜澤貯水池の新設工事施行の件	月形村長 狩野 盛秀	第一一五號	町村道を地方費道に昇格の件	北村長 小本曾
第一四二號	準地方費道降延、月形線補修改良工事の件	月形村長 狩野 盛秀	第一一五號	町村道を地方費道に昇格の件	北村長 小本曾
第一四三號	觀光産業道路の緊急工事施行の件	千歳町長 山崎 友吉	第一一五號	町村道を地方費道に昇格の件	北村長 小本曾
第一四四號	千歳川水系(長郷、馬追中津幌向、(原野)緊急開闢促進の件	千歳町長 山崎 友吉	第一一五號	町村道を地方費道に昇格の件	北村長 小本曾
第一四五號	途別川を地方費河川に編入及び改修工事施行の件	大正村長 池田 逸平	第一一五號	町村道を地方費道に昇格の件	北村長 小本曾
第一四六號	道路及び橋梁改修工事施行の件	豊平町長 大久保 清太郎	第一一五號	町村道を地方費道に昇格の件	北村長 小本曾
第一四七號	防災工事施行の件	豊浦町長 正源 次一	第一一五號	町村道を地方費道に昇格の件	北村長 小本曾
第一四八號	モッキベツ河口防災工事施行の件	豊浦町長 正源 次一	第一一五號	町村道を地方費道に昇格の件	北村長 小本曾
第一四九號	町村道大岸川上間道路補修工事施行の件	豊浦町長 正源 次一	第一一五號	町村道を地方費道に昇格の件	北村長 小本曾
第一五〇號	開拓道路新設の件	壯瞥村長 湯淺 健治	第一一五號	町村道を地方費道に昇格の件	北村長 小本曾

請願土木第一七六號	硫黃山道路工事繼續施行の件	白老村長	淺利	義市一名
〃 第一七七號	鐵山道路改修工事に對し補助交付の件	白老村長	淺利	義市一名
〃 第一七八號	奥高見開拓道路開さく工事施行の件	靜内町長	具田	信一
〃 第一七九號	橋梁改修工事施行の件	穗別村長	横山	正明
〃 第一八〇號	木古内町上水道配水地擴張工事費に對し補助交付の件	木古内町長	栗田	外一名

特別委員會

▲さけ、ます處分に關する

調査特別委員會

○九月二十二日 午後二時十五分道議會第二委員室で開議 高橋委員長から田中委員と共に、會計管理中の帳簿を押収して調査した結果について報告、備付の帳簿は全く形式的なものであり出納の内容も満足ではなかつたこと又帳簿中に、本年五月末、北水商事から孵化場に對し十萬圓支拂はれている事實及び北水商事組合の名稱で相當額の支出がなされている點を明らかにし検討せられたが水産部長不在の爲、尙、知事贈答用として秘書課が買受けたものの授受狀況及びその代金支拂の経緯、特需について利益をとらず原價でやつて呉れと話合つた原價の意味及び拂下け品の代金取立の方策に粗漏があつたと認められる點及び採算割れのする高價で落札したこと等に疑義を残し、水産部長の歸廳を待つて調査することとし、場合によつては當時の直接責任者であつた岩瀬元水産調整課長及び北水商事の關係者を喚問する、ということを決して午後三時三十分散會した。

○九月二十六日 午前十時四十分道議會第一委員室で開議 先づ高橋委員長から、調査の中間に於てその内容の一部が新聞及びラジオに報導されたことについて説明、森川委員からは、議員の異動によつて委員會の構成に、公正クラブが欠けた點

を指摘、協議の上、一應議長に報告することに決し、次いで、前回の疑義を中心に審議を進め、水産部長及び孵化場長から次の諸點を明らかにした。

(一) 特需については、當時の消化困難な事情から實際に指圖したものは、知事宛、東京に於ける展示會用、水産廳宛の三口であつたこと (二) 特需の中知事宛の分については、知事の支拂つた代金には魚代の他に運賃、荷造料その他諸掛が含まれてゐること (三) 七月一日附で請求書を出した理由は、受取つた數と前に請求の數に相違があつた等の理由で、諒解できたのが七月一日であつたこと次に、松平委員から東京及び新潟の實情調査について、日程の關係で未了であることを報告、終つて松平、森川兩委員から關係人の喚問について發言あつたが、時期尙早として先づ、訊問のための具體的資料を蒐集することに一決、その方法として、北水商事から記録の提出を命じこれを調査した上で、關係人を招致することを決定して午前十一時三十五分散會した。

○九月二十八日 午前十一時三十分道議會第二委員室で開議、先ず、高橋委員長より前回の決定により九月二十六日午後北水商事の記録調査を行つた狀況について報告。次いで、これに依つて得た書き抜き、試算表等の資料を中心に、主として販賣とこれに伴う金銭出納及び償還財源について研討、審議を進め、この結果、關係人の喚問を行うことに決し、關係人の範圍、出頭請求の手續及訊問の要領について協議、北水商事關係人として村

口定視外三名、道廳關係人として岩瀬四郎外三名小賣機關代表として近野康吉を參考人として出頭を求めたことを決定し午後一時散會した。

○九月二十九日 午前十時四十五分道議會第二委員室で開議 先づ出頭の北水商事關係人村口定視大盛省一、中川秀雄及び岩瀬元水産調整課長から入札當時の事情、特需として取引されたものの内容及び代金の回收狀況、一般拂下け品の販賣狀況について訊問、同じく北水商事關係、村口定視外二名及び渡邊經理責任者から北水商事創立の経緯、資料として提出された償還財源の内容等、主として會社の經濟面について聴取、近野札幌水産物商協同組合長からは、北水商事が拂下けを受けた後小賣又は卸賣機關を通じて販賣した實情について聴取、次いで秘書課高橋事務官及び樋口事務官から知事宛特需品の東京並びに札幌に於ける授受の實狀、代金支拂の経緯について訊問、これにより知事宛のもの支拂が遅れた理由は、現品は知事が私的に使つたもので従つて代金は知事のポケット・マネーから支拂られるものと考えられていた點が明らかにされた他、北水商事の拂下け品處理内容及び支拂財源についても、なお正確な資料を必要とするのでこの提出を求め、更に、關係人として、當時の道秘書課長田畑善作、同監査委員北林屹郎及び北水商事關係村口定視外二名を喚問する必要を認めるに至つたので、これを議長に請求すると共に、次回はこれ等により調査を進めた上、償還財源に研討を加えることを決定して午後

五時散會した。

▲外地同胞引揚對策特別委員會

○九月二十六日 午後二時十五分道議會第一委員室で開議 井川委員長より引揚者の私鐵及びバス料金の道費負担については、八月二十四日より實施せられてゐる旨を報告、更らに中共地區（大連地區）の邦人も引揚を豫想せられるのでこれに對する本委員會の存否につき後日の本會議に諮つてその態度を決することを決定、ついで十月三日の引揚者の出迎については、會期の都合上今回は派遣せず次回に委員を派遣することを決定して午後二時五十分散會した。

常任委員會

▲總務委員會

○九月三日より十日まで八日間に亘り、齋藤委員長、太田副委員長、石川、大島、四十榮、岡、後藤、山田(利)、山内、時田の各委員は中頓別、齊形の兩村に町制施行のための實地調査を行った。
○九月二十日より二十三日まで四日間に亘り、齋藤委員長、山田(利)、立原、田中(信)、西田の各委員は、釧路市と鳥取町の併合問題について實地調査を行った。

○九月二十四日 午前十時五十五分道議會參與員室で開議 第四回定例道議會に提案すべき議案第

一號昭和二十四年度北海道費歳入歳出追加更正豫算外二十案件について、總務部長及び庶務、水産の各課長並に醫務、社會の各課長代理よりそれぞれ説明を聴取して午後一時十五分散會した。

○九月二十九日 午後三時五十分道議會參與員室で開議 請願及び陳情の審査に入り、請願總務第四號截首の取消に關する件は保留、陳情總務第二二號下川村町制施行に關する件は實地調査をなすことに、それ／＼決定して午後五時散會した。

▲民生委員會

○九月七日より十五日まで九日間に亘り、佐藤副委員長、西田、本多(正)、本宮、林の各委員は、空知、上川、網走、釧路國各支廳管内及び旭川、釧路、帶廣各市の民生事業實態調査を行った。
○九月六日より十四日まで九日間に亘り、武田委員長及び坂本委員は、後志、渡島兩支廳管内及び小樽、函館、室蘭各市の民生事業實態調査を行った。

▲衛生委員會

○九月二十八日 午後六時衛生部長室で開議 道内の衛生施設狀況調査のためつぎの通り委員を派遣することに決し午後六時十五分散會した。

第一班 札幌市内(女子醫專、青少年結核療養所) 全委員

第二班 道南方面 小川、川口、齋藤(正)、宮本、吉田(豊)の各委員

第三班 北見方面 田中(巖)、北林、本宮、土井、佐藤(吉)の各委員

▲經濟委員會

○九月十六日 午後一時三十分道議會第一委員室で開議 蒔田委員長より石狩、空知、上川、留萌各支廳管内の早害視察の經過につき報告、その對策につき協議の結果、來道中の衆議院災害對策委員に對し早害對策の資料を提出すること及び緊急措置として、要救濟農家への食糧の配給、恒久對策としては土木及び建築部等と連絡を圖り、救濟工事の配分等について具體案を樹立することに決定した、ついで桑山農業改良課長より農業試驗機關の整備統合について、原田食糧課長より麥、馬鈴薯の補正及び超過供出制度の内容變更等について夫々説明を聴取し午後三時五十分散會した。

九月十七日より二十一日まで五日間に亘り、蒔田委員長、後藤副委員長吉田(定)、兎玉、時田の各委員は、後志、膽振兩支廳管内の早害狀況調査を行った。

○九月二十四日 午前十時三十分道議會第二委員室で開議 午後二時まで休憩して再開、北大獸醫部の設置に關する陳情を聴取、質疑應答があり、ついで十勝麥類の再發芽による五割以上の不合格品の善後措置について意見の交換あつて午後三時二十分散會した。

○九月二十六日 午前九時三十分道議會第二委員室で開議 當局より提出せられた早害對策調査書にもとづき協議の結果、早害對策の實施上必要な豫算を早害對策調査書にもとづき國費及び道費にもとめることを決定、ついで特別委員會を設置する

か否かについて協議午後三時四十分散會した。

○九月二十九日 午前十一時道議會第一委員室で開議 蒔田委員長より早害對策特別委員會設置に關する各派交渉會における交渉の顛末を報告、これにつき協議の結果特別委員會を設けないことに決定、ついで河村經濟部長より早害對策については、全經濟委員、官廳及び各團體代表をもつて一丸とした強力な組織により發足したい旨の要望があつて午後零時三十分散會した。

○九月三十日 午後二時五十分道議會第一委員室で開議 早害對策に要する必要經費の國費及び道費に對する要求案を検討してこれを決定、ついで上京派遣委員の選定について協議し午後四時四十分散會した。

▲水産委員會

○九月三十日 午前十一時水産部長室で開議 漁船機關製作設備機械貸付條例設定について、水産課長より説明があつた後委託探取場の親魚取扱について協議の結果、親魚の賣拂代金の回收については昨年の撤を繰返さざるよう、又三割の利潤をもつて本事業の遂行を期し得られるや否やについて小委員會を設け再検討することに決定、小委員に村山、時田、棚川、石崎、松平の各委員が互選された、ついで水産部長より入會問題につき、北海道案により水産廳と交渉の経過及び結果の報告説明を聴取し午後一時三十分散會した。

▲商工委員會

○九月十七日より二十三日まで七日間に亘り、高橋副委員長、横山、乾、原野、坂東(浩)、川口、本間(與)の各委員は、後志支廳管内及び函館、小樽兩市の中小企業實態調査を行った。

○九月十七日より二十三日まで七日間に亘り、齋藤委員長、高橋(雄)、太田、本多(吉)の各委員は、旭川、留萌、稚内各市の中小企業實態調査を行った。

○九月二十六日 午後二時三十分道議會參與員室で開議 齋藤委員長より電氣事業北海道分斷反對の件及び電力増強の件について上京關係筋に對し陳情をなしたる経過につき報告、中小企業實態調査の状況につき、高橋(源)委員より小樽市、岩内町及び函館市における調査状況について、太田委員より旭川市における調査状況について、齋藤委員長より留萌市、稚内市における調査状況についてそれら報告があり、ついで田村函館市議會議員より競輪に對する入場税について道においてこれを充分考慮せられたい旨の陳情を聴取して午後三時四十分散會した。

○九月二十九日 午前十時十一分道議會第三委員室で開議 通産局柴田電力部長より本道の電力事情について説明を聴取、空蘭海運貨物仲立業組合土居常務より船賃値上問題についての陳情を聴取して休憩、午後零時二十分再開日本製鐵株式會社輪西製鐵所熔鑪爐一部休止取止めに關する建議案を本會議に提案することを決定、陳情及び請願の審査に入り、陳情商工第二七七號水力發電開發

促進に關する件外六件を審査四件を採擇 三件を保留に決定、請願商工第十號苦小牧工業地帯設定の件を採擇し外一件を保留とした ついで道内中小企業實態調査及び工場視察のためつぎの通り委員の派遣を決定して休憩

(一)派遣日時及び箇所

第一班 自九月十二日至九月二十二日 北見、網走、釧路及び帯廣の各市、弟子屈及び根室の各町

第二班 自九月十九日至九月二十八日 岩見澤、夕張、苫小牧及び室蘭の各市、栗山、浦河及び様似の各町村

(二)派遣委員

第一班 高橋(源)、横山、乾、太田、窪田、本多(吉)の各委員

第二班 齋藤(藤)、坂東(浩)、原野、川口、吉田(豊)徳中、高橋(雄)の各委員

午後二時再開桶谷商工部長より手稻鑛山について、道信用保證協會田中常務より保證協會の運営状況についてそれら説明を聴取して午後二時五十分散會した。

▲林務委員會

○九月三十日 午後一時道議會第二委員室で開議 請願及び陳情の審査に入り、請願林務第九號木材の道營検査を民間團體に移行の件外四件を審査し一件採擇、一件不採擇、三件を保留にそれら決定した、ついで陳情林務第二五五號林業鞍馬川飼料枰設定の件外二件を審査し何れもその趣旨を諒承夫々善處することを決定、又道立公園指定候補地の實地調査について十月中にこれが委員を派遣

することを決定して午後五時十分散會した。

▲開拓及び農地委員會

○九月二十六日 午前十時四十八分道議會第三委員室で開議 總務課長より昭和二十五年開拓豫算及び開拓事業に對する中央の考え方につき説明があり、ついで豫算獲得のため上京委員に本田副委員長、田中(三)委員の兩名を派遣することを決定し、北見天鹽拓殖實習場廢止について二十七日午前十時より總務、開拓及び農地、林務合同審査會を開きこれを審査することに決定して午前十一時三十分散會した。

▲土木委員會

○九月八日 午後一時三十五分道議會第三委員室で開議 土木部關係二十五年年度國費豫算要求の概要について、土木部長及び關係各課長より説明を聴取し、午後三時四十分散會した。

○九月九日より十五日まで七日間に亘り、岩本委員長、佐々木(利)、中牧、山田(清)、青木の各委員は、石狩支廳管内の土木事情につき現地調査を行った。

○九月九日より十五日まで七日間に亘り、宮津副委員長、原野、宮坂、窪田、渡邊(駒)、土井、の各委員は、空知支廳管内の土木事情につき現地調査を行った。

○九月十八日より二十二日まで五日間に亘り、岩本委員長、佐々木(利)、土井、中牧の各委員は、膽振支廳管内における土木事情につき現地調査を

行った。

○九月十八日より二十二日まで五日間に亘り、宮津副委員長、青木、窪田、吉野、宮坂の各委員は十勝、日高兩支廳管内及び苫小牧市における土木事情につき現地調査を行った。

▲労働及び建築委員會

○九月二日 午前十一時十五分道議會第二委員室で開議 會議事堂の新築について、高岡技師より計畫の説明を聴取、各黨より一名宛の委員を派遣東京、大阪、名古屋、京都その他の議事堂を視察せしめることを決定し、設計及びこれに伴う豫算については視察委員の歸廳をまつて措置することに決定して午後一時二十五分散會した。

○九月二十四日 午前十一時十分道議會第一委員室で開議 建築部長より議事堂新築準備事務費の内容について説明、これに對する質疑應答あつて西村委員より都府縣の議事堂視察の状況について報告、建築部長及び營繕課長より着工上の計畫について説明を聴取して休憩、午後一時十分再開高岡技師より設計圖により、建築部長より新築豫算の概要について、それ〴〵説明を聴取して午後一時五十分散會した。

○九月二十七日 午前十一時七分道議會第一委員室で開議 建築部長より第一、第二、第三案の設計案について説明を聴取し、第二案を採用することに決定、高岡技師より第二案の設計圖について説明を聴取して休憩、午後零時四十分再開營繕課長より新築工事豫算概算書について説明を聴取、

ついで付託請願の審査に入り、請願勞建第五號道費補助住宅の建設促進に關する件を採擇して午後一時三十分散會した。

○九月二十七日 午後二時四十分勞働部長室で開議 勞働部長より第四回定例道議會に提案すべき勞働關係追加豫算の内容及び勞働部の縣案事項並に企業整備、協同作業についての近況につきそれ〴〵説明聴取し、ついで勞働狀況並びに庶民住宅建築狀況視察のため道内を二班に分ち委員を派遣することを決定して午後四時四十五分散會した。

○九月三十日 午前十時四十八分道議會第二委員室で開議 橋本營繕課長より議事堂新築に伴う議席について參與員と議員と對面する(第一案)及び同列となつて對面せぬ(第二案)について説明を聴取し(第二案)を採用することに決定した。ついで設計決定次第模型を作成することを要望、又現議事堂の移轉措置について營繕課長より説明を聴取、高岡技師よりこの設計に當つてはできる限り時間的豫猶を與えられたい旨の希望あつて午前十一時五十二分散會した。

合同審査會

▲總務、開拓及び農地、林務合同審査會

○九月二十七日 午前十一時四十八分道議會議事堂で開議 指導課長より北見天鹽拓殖實習場廢止について説明を聴取、これに對する質疑應答のうち、他日林務、開拓及び農地合同審査會を開いて再度検討する事を決定午後二時三十二分散會した。

各種會合

第六回一道北部七縣議會協議會

○九月十五日 道議會議事堂において、第六回一道北部七縣議會協議會が開催された。午前十時二十分開會先ず坂東議長より挨拶ののち、北海道議會正、副常任委員長及び副知事等を紹介し、北海道知事代理佐久間副知事の挨拶があつて、櫻田青森縣議長より本協議會の議長に地元坂東議長を推薦したい旨の動議を提出、そのことに決して直ちに議事に入り左記議案につき、それら慎重審議を重ねてこれを決定したのち、次期協議會開催地を明年春季岩手縣、秋季青森縣にそれら決定して午後三時閉會した。なおこれが決議事項は、案文の整理、合併協議長一任となつたのでそれぞれ整理別記の通り關係各方面に請願することになつた。

記

一道北部七縣議會協議會請願事項

議案番號	件名	提案縣
議案第一號	地方稅財政制度の改革についての請願	岩手、山形
二號	小中學校教員定員増加についての請願	岩手
三號	自治體警察經費に對する特別財源措置についての請願	岩手
四號	水防施設に對し全額國庫助成方についての請願	宮城
五號	東北、北海道東海岸に通ずる國道新設についての請願	宮城
六號	鐵道用石炭の海上輸送繼續方についての請願	秋田
七號	公共事業費の増額方についての請願	秋田
八號	定例議會の招集回数についての請願	秋田
九號	災害復舊事業の促進についての請願	山形、新潟
一〇號	土地改良及び災害復舊事業に對する國庫補助についての請願	新潟
一一號	六三制學校建築費國庫補助についての請願	新潟
一二號	失業對策事業の擴充強化についての請願	新潟、福島、北海道

一三號	寒冷積雪地手當の財源についての請願	北海道
一四號	住宅建築費の國庫助成についての請願	北海道
一五號	保健所醫師の充足促進方策についての請願	北海道

地方稅財政制度の改革についての請願

理由

近時異常なる地方財政の膨脹は收支の均衡を得るに極めて困難なる事情を生み地方稅財政制度の根本的改革を要望したのであるが、今次行われんとする地方稅制改革の方向は都道府縣稅と市町村稅との各獨立體形をとり都道府縣稅は事業稅、遊興飲食稅、入場稅のような浮動性に富む稅種を主稅とされるものゝ如く殊にこれにより北海道及び東北地方にあつては多額の歳入缺陷を豫想されるものがあり又積雪地方としての特殊經費を要する等の事情から特に稅收入に對し彈力性を保持せしめるとともに配付稅(平衡交付金)の大巾増額をなすにあらざればいよいよ財政の窮乏を増大する虞れがある。

依つて、今次行われんとする地方稅財政制度の改革に當つては眞に地方財政の確立強化を目的とし特に積雪地たる北海道及び東北地方に對してはその特殊性を重視され道縣稅の彈力性保持と配付稅(平衡交付金)増額の實現を圖られんことを望む。

右一道北部七縣議會協議會の決議を以つて請願する。

小、中學校教員定員増加についての請願

理由

義務教育費國庫負擔法施行令第三條の規定に基づき本年六月下旬文部省より小、中學校教員の定員數を決定指示せられたるも、東北、北海道の如く地域廣大交通不便なる地帯においては兒童生徒數の甚だ少い學級或は單級複式教室等が多數あるため文部省定員數を以つては過少ではあるばかりでなく、現員がその定員を上廻るものもあり教育實施止むを得ず道縣單獨負擔において適宜の措置を講ずるの餘儀なき實情にある。

斯くては地方財政に著しい支障を來すばかりでなく教育振興上出々しい問題であるから此の際實情に副り如く小、中學校教員定員數を増加し所要の國庫負擔金を交付せられたい。

右一道北部七縣議會協議會の決議を以つて請願する。

自治體警察經費に對する特別財源措置についての請願

理由

自治體警察に要する經費は地方財政法第九條の規定により當該地方公共團體が全額負擔することとなり、その財源は地方税財政制度の改正により入場税附加税の創設及び地方配付税の増額等によつて賄うことになつてゐるが、東北、北海道における自治體警察設置の市町（都市的な市町を除く）は文化施設少く従つてこれに伴う入場税附加税の收入は極めて僅少であつて、警察經費の半額にも達しない状態のため、自治體警察の機能も充分發揮できない現状である。

よつて、不足財源については全額國庫補助若しくは特別配付税を交付せられ十全の警察機能を發揮せしめられるよう方途を講ぜられたい。
右一道北部七縣議會協議會の決議を以つて請願する。

水防施設に對し全額國庫助成方についての請願

理由

水防法は實施に際し地方に對し財政を援助することの條件を以つて可決せられたるやに承知するも、災害豫算の壓縮の現状においては本法による災害の未然防止を策することが最も緊要事である。然るに地方財政の窮乏はこれら豫防策樹立のための必要經費支出を不可能ならしめる状況にあり従つて水防施設に對する經費については國庫において全額助成をなされんことを要する。
右一道北部七縣議會協議會の決議を以つて請願する。

東北、北海道東海岸を通ずる國道新設についての請願

理由

無限の資源と天然の風光を有する東北及び北海道の東海岸の寶庫を開發するため、室蘭を起點とし函館、下北半島、八戸、釜石、氣仙沼、石巻、仙台、福島を連繫する東海岸環通りの一大動脈として國道の新設を急速實施せられたい。
右一道北部七縣議會協議會の決議を以つて請願する。

鐵道用石炭の海上輸送繼續方についての請願

理由

鐵道用石炭の輸送はこれ迄海運業界を通じ陸揚げ輸送されて來たのであるが、政府においては國有鐵道事業の自立化を圖らんとし八月より全面的に陸上輸送に切り換えられ

これがため石炭の陸揚げを第一目標として經營して來た海運業界はもとよりこれに關連する各種産業の經營は全く破綻の状態に直面し、企業は崩壊の危機に陥り勞働不安が生じ港灣の陸揚げ施設は放置の儘となり、今後東北及び北海道産業の發展上寔に憂慮に堪えない状態となりつゝある。

殊に東北、北海道間に於ける冬期間の交通事情より青函連絡船の定期運航困難を來たし海上輸送に逆轉する場合をも豫想される現状において一度放置された港灣施設等の復舊は容易に回復し得ないとともに、これがため陸揚げ設備を常時維持することは徒らに多額の失費を重ねるの結果となるので、この際政府に於ては本地方の特殊事情を考慮され鐵道用石炭の輸送はこれ迄通り海上輸送を繼續するよう切望する。
右一道北部七縣議會協議會の決議を以つて請願する。

公共事業費の増額方についての請願

理由

昭和二十四年度政府豫算の公共事業費は總枠を五百億と限定され事業量に於いて昨年度の約八割程度に過ぎないのである。
然るに地方財政の現状は全く窮乏のどん底にあつて、「昨年來の災害復舊事業を有する地方においては事業の進行に非常な蹉跌を來したことは勿論六・三制施設費の削減は校舍教室等の不備な東北、北海道として冬期を控へ誠に悲惨な實情にある。殊に農地改良に關する諸費用の削減により食糧増産計畫に一頓座を來たしておることは、これまた争はれない事實であつて、日本經濟の自立をはかる上において甚だ遺憾に堪えない所である。

この際政府は公共事業費の徹底的増額を斷行し農業及び地方財政に對する壓迫緩和の措置を採られたい。
右一道北部七縣議會協議會の決議を以つて請願する。

定例議會の招集回数についての請願

理由

地方自治法の趣旨とするところは議決機關と執行機關が各々の地位及び權限を尊重し、各自の本分を完全に遂行することにより自治の達成を期するに在るのであつて、この趣旨に基いて議會は毎年六回以上これを開催されることとし、兩機關の切磋琢磨のもとに活潑なる活動を實施して來たのである。然るにこの招集回数を年二回に改變しよう

とする案がある由で若しこれが事實とすればこれにより知事の専斷の機會を多からしめる結果となり甚だ意外な事である起案の意思何れにあるか疑わざるを得ないのである。今や地方議會に於ては地方自治法の理想とする地方行政の畫期的民主化の達成に銳意努力しているとき、このような制度の改變を行うことは地方の實情を無視した一方的意思によるものであつて、息吹きはじめたばかりの地方自治は寧ろ逆轉することとなる依つて、地方自治法制定の本旨に則り現行通り年六回以上を堅持せられんことを切望する。右一道北部七縣議會協議會の決議を以つて請願する。

災害復舊事業の促進についての請願

理由

今次キティ颱風に基因する風水害はカスリーン、アイオン颱風と連年相づく災禍の創痍に憫むらちに襲はれたものであつて、生産確保と民生安定上これが復舊施策は一日も遷延を許されぬものであるが、地方財政は極度に窮乏しその負擔に堪えない實情であるから、政府におかれては緊急に左の措置を講ぜられるとともに、北海道、東北の如き降雪により工事施行期間が制約せられる地方に對しては施行時期を逸せしめないよう特別の方途を講ぜられたい。

記

(一) キティ颱風による災害に前年災害の豫算的失陥に基づく復舊工事の中止若しくは未着工に基因するものが多いから此の際充分なる豫算の計上を圖り、全額又は最高率の國庫補助を交付すること。

(二) 復舊事業の地方費負擔分については起債の枠外として長期起債を認め且つ低利資金を融通し、その元利償還費は國庫において補給するとともに、國庫補助の交付される迄の間短期融資の方途を講じ復舊工事を促進すること。

(三) 復舊事業に要する資材の確保供給を適切迅速ならしめ且つ従事勞務者用物資を特配すること。

右一道北部七縣議會協議會の決議を以つて請願する。

土地改良及び災害復舊事業に對する國庫補助についての請願

理由

食糧の國內自給態勢を確立するには、農業の復興を急速に實現し、經營技術の近代化

による農業者の經濟的社會的地位をより高度に向上安定せしめ、食糧増産意欲の昂揚を計らなければならぬが、昭和二十四年度政府豫算は土地改良及び災害復舊費を大巾に削減し、大規模灌漑、排水事業に於て僅かに補助を認める他は悉く當該事業施行者の負擔に歸せしめることになつたが、歴大なる事業經費は現在の關係農民の到底負擔に堪えるところではなく、これを借入金に求めんとするも金融機關の融資は圓滑でなく、假りに融資を受けてもその償還は永年の重壓となつて農業經濟を脅かす結果となる。殊に雪害寒冷による單作地帯にあつては農民をして合理的なる農業經營をなさしめるため、土地改良及び災害復舊事業に對しては、食糧の需給統制が續く限り高度の國庫補助と極めて低利なる融資の途を講ぜられたい。

六・三制學校建築費國庫補助についての請願

理由

新制中學校々舎の整備は喫緊の重要問題であるが、本年度六・三制學校建築に要する國庫豫算は全面的に削除されたまゝ今日に至つてゐる。ために新制中學校々舎建築の必要に迫られた各市町村は已むなく寄附金その他の自己財源により漸く賅つて来たが現在窮迫せる經濟情勢下においては建築打切りの破目に立ち至つたものも少くない現状であり普通教室すら必要数の半をも完成していない實情下において、六・三制教育は將に挫折の運命に逢着している。

また北海道、東北の如き豪雪地帯にあつては屋内運動場の利用價値はむしろ教室以上の重要性をもつもので、義務制の完全實施に不可欠の設備であるにも拘らず従來國庫補助の對象から除外されており甚だ遺憾に堪えない。

依つて政府におかれては屋内運動場の建築に對しても國庫補助の對象とせられ速かに六・三制教育の確立を期して相當の國庫豫算を追加計上せられたい。右一道北部七縣議會協議會の決議を以つて請願する。

失業對策事業の擴充強化についての請願

理由

企業整備、行政整理等による失業者の發生に加えて、新規學校卒業業者の未就職、引揚者の受入、特に寒冷積雪地帯たるの特殊事情による冬季間における一般事業の停滞等に基づき失業情勢は急速に深刻化するの虞れがある實情に鑑み、政府は速かに左の失業對

策事業につき擴充強化の措置を講ぜられたい。

記

(一) 中小企業に對する政府融資の方途を講じその崩壊を未然に防ぐとともに雇傭量の増大策を講ずること。

(二) 緊急失業對策事業を擴大し、その必要経費を大中に増額計上するとともに、地方が行う右事業に對しては實情に即せる補助單價を以つて全額國庫補助の措置を講ずること。

(三) 共同作業施設及び知識層失業應急事業に對する國庫補助は近く打切らるゝ趣なるも現下の情勢上その重要性に鑑み、國庫補助を繼續すること。
右一道北部七縣議會協議會の決議を以つて請願する

寒冷積雪地手當の財源措置についての請願

理由

國家公務員に對する寒冷地手當及び石炭手當の支給に關する法律に準じ地方公務員にもこれら寒冷積雪地手當支給に要する経費は尨大なる額に達し、現下の窮迫せる地方財政を以つては到底これを負担し得ない實情にあるので政府は左によりその財源を付與するの措置を講ぜられんことを望む。

記

(一) 義務教育職員に支給する本手當については、他の諸給與と同様にその半額を國庫において負擔すること。このため義務教育費、國庫負擔法、同法施行令、市町村立學校職員給與負擔法及び公立高等學校定時課程職員費國庫負擔法の一部につき所要の改正をすること。

(二) 國庫負擔地方職員に支給する本手當については所定の割合によつてこれが経費を國庫において負擔すること、このため國庫負擔地方職員に對する政令の一部を改正すること。

(三) 前二項による國庫負擔額を控除した殘額及び純道縣、市町村費支辨職員所要経費に對しその全額を配付税等を以つて財源を付與すること。
右一道北部七縣議會協議會の決議を以つて請願する。

住宅建築費の國庫助成についての請願

理由

引揚者の受入、その他人口の自然増加に對應する住宅需要の激増は火災の頻發による住宅の焼失と相俟つて愈々住宅難を深刻化しその緊急措置が強く要請せられる東北及び北海道の現況に鑑み政府は左の通り住宅建築費に對し國庫助成の實現を期せられんことを要望する。

記

(一) 現在市及び特定の町にのみ限定せられてゐる庶民住宅國庫補助豫算を大中に増額しその大量建設を促進すると共に補助の範圍を廣くその他の町村にまで擴張すること。

(二) 住宅補助につき寒冷多雪地方に適合する構造を認め、單價の増額資材の増加割當を行うこと。

(三) 火災復興對策として公營庶民住宅を建設する場合國庫補助の途を講ずること。

(四) 住宅建設資金につき特別なる融資等の措置を講ずること。

(五) 引揚者住宅に對しては從來無縁故者の住宅施設に對してのみ全額（昭和二十三年度迄）又は八割（昭和二十四年度）補助を交付せられたが尨大なる數に達する有縁故引揚者に對しては未だ何等の措置が講ぜられず納屋、物置等到底越冬困難なる非住家或は狹隘なる間借等に多數居住し一面資力甚だ乏しく庶民住宅補助程度を以つては到底住宅建築をなし得ない。これら一般引揚者の實情に鑑みこれが住宅に對しては特に國庫八割補助の事業を速かに實施すること。
右一道北部七縣議會協議會の決議を以つて請願する。

保健所醫師の充足促進方案についての請願

理由

保健所はその性格上醫師を主體として組織され且つ運営されなければならないが現實にはその待遇が一般開業醫或は民間病院勤務の醫師に比較して甚しく劣るためその充足洵に困難であり、これがため保健所業務遂行上重大な障害となつてゐる。

依つて、速に左の措置を講じ保健所醫師の充足を圖り國民保健上萬全を期せられんことを要望する。

記

(一) 基本給の増額支給

現在醫師の給與は政府職員の新給與實施に關する法律第九條第二項の規定による一般俸給表が適用されており、この分類の基準は同條第一項によつて新給與實施本部長が定めているが、醫師の待遇の實情に鑑み満足すべきものとは云い難いので、この分類

基準を高めるか或は醫師を特別職として税務職員又は警察職員等の如き特別俸給を制定して基本給を増額すること。

(二) 研究費の支給

醫學の特殊性に鑑み勉學研究の經濟的餘裕を與えるため月額五千圓以上の研究費又は圖書購入費を支給すること。

右一道七縣議會協議會の決議を以つて請願する。

一道東北七縣知事會議

○九月六日 午前九時道知事室において開催され新潟、宮城、福島、山形、岩手(各知事)、秋田、青森、北海道(各副知事)、北海道民事部長スウィツァー大佐、民事部法制課長オクスフォード大尉及び東北七縣知事協議會事務局次長がこれに出席、つぎの議題について協議し特に國有林野内の牧野の全面的解放について、動力用の電力料金不均一の定額とすることについて、東北地方開發のため政府は特別措置を期することについての各案件はこれを決議として關係中央官廳に要望することを決定して午後三時五分閉會した。

知事會議々々題

- 一、寒冷積雪手當の速かなる豫算措置について(北海道)
- 一、寒冷地手當の財源措置について(福島縣)
- 一、最近の失業情勢に鑑み政府は全額國庫補助による失業對策事業を大幅に急進實施について(福島縣)
- 一、失業對策について(新潟縣)
- 一、早期供出米の期限延長についての要望(青森縣)
- 一、畑單作農家の保有食糧交換その他について(北海道)
- 一、水田裏作獎勵の爲の供出軽減について(宮城縣)
- 一、冷凍水産物の縣營検査施行についての要望(青森縣)
- 一、國有林野内の牧野の全面的解放についての要望(岩手縣)
- 一、動力用の電力料金を不均一の定額とする要望(岩手縣)

一、中小炭礦對策について(福島縣)

一、東北地方開發のため政府は特別措置を期する要望(岩手縣)

一、住宅建築費の助成について(北海道)

一、保險會社の設立について(宮城縣)

一、公共事業進捗のための第三・四半期以降の事業費の認定促進についての要望(宮城縣)

一、災害復舊費に對する財政援助方について(秋田縣)

一、國營成馬賣得金の一部を生産地畜産施設に還元要望について(岩手縣)

懇談事項

一、シャツプ税制使節團の報告による税收入について(山形縣)

決議

國有林野内の牧野の全面的解放について要望決議

今次農地改革の實施にあたり全國でも最も封建色が濃厚であると言われる本地方に於て其の順調なる進行は當初より相當の困難を豫想せられたものである。從つて農地及牧野の適正にして完全なる解放は危懼せられたものであるが各縣民並に關係者の理解と協力の結果はよくこの障害を排除して民有土地については他府縣に比して遜色のない成果を収めつつあることは衆目の等しく認め且驚異とするところである。

然るに本地方に於ける國有林野内の貸付牧野面積は約一〇、〇〇〇餘町歩に達し全國貸付牧野總面積約二〇〇、〇〇〇町歩(推定)の約五五%を占める膨大なものである。つてこれが本地方の營農上如何に重要であるかわこの牧野に依存して辛うじて農業及び畜産經營を續けている町村數が數百に及ぶことに依つても自明のことである。

加え本地方の如く數年を周期として廻り來る冷害對策及び山村經濟振興の觀點からも又多肥多勞をより必要とする反當收量の過少なる地域の大部分を占める寒冷地帯に於ては既堆肥の多量施肥による増収及び畜力利用による農業の合理的集約化並に畜産の振興による經濟の自立をはからなければ其の經營維持は困難である。

斯くの如く本地方に於ける重要事であるにも拘らず農林當局は草の重要性を忘れ故意に自作農創設特別措置法を狹義に解釋せる通達を發し其の解放を最少限度に止めようと意圖していることは自作農創設の根本理念を把握しない許りでなく民意に逆流すること

甚しいといわなければならない。

右により本地方に存在する國有林野内の貸付牧野の適地は全面的に解放せられ完全なる自作農家の創設に相協力せられんことを要望する。

動力用の電力料金を不均一の定額とする件について要望決議

現在の動力用の電力料は全國均一である爲め送電距離に依る損失を度外視して工場が設置されて居る所では國家的に大きな損害を來し延いては製品單價を高騰させることとなるので國土計畫的な見地からも各種の工場を電源地附近地に分散させ電力料金は各地方毎に勘案して不均一とし電力の亂費を防ぎ有効適切を計るときは製品が低廉となり生産が上り國土再建に裨益する事が大である。

東北地方開發の爲め政府は特別措置を期する件について要望決議

經濟、文化その他凡ゆる部門において、東北は置きざりにされた感ぜであるがこれは偏に政府の從來東北地方に關心を持たなかつた結果と考えられる。今や日本再建の急をさげばれている折柄政府は長期投資的性格を以て各種産業開發の爲め及び産業開發基本事業に北海道拓殖費に類する費目を設定し徹底した方針のもとに東北地方を先進各府縣なみに向上せしめるような措置を要望する。

國營競馬賣得金の一部を生産地畜産施設に還元について要望決議

我國における馬の生産は立地條件、自然環境等よりして、東北北海道が主であつて我國生産頭數の約七割を占め、これを關東以南の各地方に供給しているのであるが、近時地方畜産施設に對する政府の施策は甚だしく貧弱である。一方從來から競馬の成績は、生産に關係の少い關東以南が非常に隆盛であつて、東北北海道の生産地はこれと反對に甚だしく不振であり、競馬の賣得金により畜産施設に寄與することは困難な状態にあり若しこの儘に推移するならば生産も減少し東北北海道は勿論全國の營業上に及ぼす影響も少くないのである。

よつて國營競馬賣得金の一部を還元し生産縣の畜産振興をはかり生産の増強をなしこれを利用することによつて需要地の營業の向上を計るよう政府に要望する。

雜 錄

▲道人 人事異動

○九月十七日發令

新職名	氏 名	(舊職名)
農地部長	佐藤 龜之助	(石狩支廳長)
民生部長	相馬 道男	(後志支廳長)
秘書室長	出野 孝義	(職員課長)
醫務課長	前野 穰	(庶務課次長)
社會課長	側見 清一	(後志支廳次長)
貿易館長	近藤 堯	(商務課長)
石狩支廳長	小林 行夫	(醫務課長)
後志支廳長	村上 清治	(留朋支廳長)
檜山支廳長	田畑 善作	(秘書室長)
根室支廳長	上野 謙三郎	(網走支廳次長)
網走支廳長	北田 堅吉	(消防課長)
留朋支廳長	太田 岩太郎	(根室支廳長)
渡島支廳長	原田 英一	(食糧課長)
消防課長	佐々木 雄助	(畜産課次長)
食糧課長	奥山 孝	(食糧課次長)
商務課長	山田 武	(商務課次長)
林政課長	淺井 好二	(勞政課長)
調整課長	鹿野 二郎	(開拓部)
職員課長兼務	内海 勝	(人事課長)
勞政課長兼務	尾谷 正二	(勞働教育課長)
	時田 民治	(農地部長)
	蜂須賀 芳太郎	(民生部長)
	岡 武夫	(渡島支廳長)

依願免職

○九月二十日發令

新職名	氏 名	(舊職名)
上川支廳次長	佐藤 三郎	(上川支廳林政課長)
後志支廳次長	加畑 長一	(農業改良課)
膽振支廳次長	齋藤 一也	(膽振支廳總務課長)
十勝支廳次長	多田 幸雄	(宗谷支廳次長)
宗谷支廳次長	黒井 政藏	(上川支廳總務課長)
網走支廳次長	古田 錦榮	(網走支廳總務課長)
釧路國支廳次長	東 正雄	(食糧課)
	武富 文義	(空知支廳次長)
	石川 孝一郎	(膽振支廳次長)

依願免職

▲來 往

○千葉縣議會農林委員一行は、北海道における水産及び畜産行政視察のため、九月六日札幌着にて來道九月十六日函館發退道の豫定で、石狩、上川、十勝支廳の現地視察を行った。

○青森縣議會教育常任委員長の一行は、北海道における教育行政關係事項調査のため、九月七日札幌着にて來道關係方面と打合調査の上、九月九日函館發にて退道した。
○宮城縣議會經濟農地常任委員一行は、種子馬鈴薯購入打合並びに開拓地調査及び入殖打合のため、九月十三日札幌着にて來道道廳關係者と打合會を開催後、札幌、永山、帶廣各農試及び雄武、伊達紋別、西春別の各開拓地

を夫々視察九月二十五日退道した。
○朽木縣議會農林務常任委員一行は、北海道における林務及び農地行政の實狀を視察のため、九月二十四日札幌着にて來道、札幌、北見、釧路、苫小牧方面を視察十月二日退道した。

▲議員の動靜

出張期間	川務	氏名
九月一日より 十七日間	議會事務打合せのため(東京都) 石狩支廳管内及び膽振支廳管内)	議長 坂東秀太郎
九月一日より 十四日間	石炭對策川務のため(東京都)	議員 本多間吉三郎
九月一日より 三日間	農産物價格事務打合せのため (留萌支廳管内及び羽幌町)	議員 蔭田余吉
九月二日より 十六日間	土木及び教育關係川務のため (東京都)	議員 平野田恒三郎
九月三日より 十四日間	土木及び教育關係川務のため (東京都)	議員 高佐久間辰貞 高橋江明
九月二日より 十六日間	労働關係川務のため(東京都)	議員 乾久野 安松達平 徳武雄次郎
九月二日より 十三日間	議會事務打合せのため (宗谷支廳管内)	副議長 鈴木源重
九月三日より 十日間	電力對策川務のため(東京都)	議員 坂東浩一
九月三日より 八日間	中頓別、杵形町制施行調査のため (宗谷支廳管内)	議員 石川清一 大澤益夫 三浦治郎 八幡美太郎
九月六日より 十二日間	議事堂新築川務のため (東京都、大阪市、名古屋、及 び京都市)	議員 齋藤吉次郎 齋藤大郎 齋藤吉次郎 齋藤大郎

九月六日より 十一日間	昭和二十四年度生産資材確保のため (東京都)	議員 宮本仙松
九月六日より 九日間	民生事業實態調査のため (後志支廳管内、渡島支廳管内及 び小樽市、函館市、室蘭市)	議員 坂本與平
九月七日より 十六日間	水産關係川務のため(東京都)	議員 村山喜作
九月七日より 九日間	民生事業實態調査のため (空知支廳管内、網走、釧路、帯広、 内及び旭川市、釧路市、帯広市)	議員 西田信一 本宮正太郎
九月七日より 七日間	民生事業實態調査のため (後志支廳管内、渡島支廳管内、 小樽市、函館市、室蘭市)	議員 武田治作
九月八日より 十四日間	水産關係川務のため(東京都)	議員 渡邊照平 森川清吉
九月八日より 十四日間	農産物價格事務打合せのため (東京都)	議員 糸川章夫
九月八日より 八日間	民生事業實態調査のため (空知支廳管内、網走、釧路、帯広、 管内及び旭川市、釧路市、帯広市)	議員 佐藤謙二 林藤吉
九月九日より 七日間	土木事業施設箇所調査及び視察の ため(空知支廳管内)	議員 原野米太郎 宮坂尚太郎 宮坂尚太郎 宮坂尚太郎
九月九日より 七日間	土木事業施設箇所調査のため (空知支廳管内)	議員 福島利雄
九月九日より 十六日間	水産關係川務のため(東京都)	議員 朝日昇
九月九日より 七日間	土木事業施設箇所調査及び視察の ため(石狩支廳管内)	議員 岩本利政 山中牧一 青木武壹

九月十六日より 二日間	九月十七日より 七日間	九月十七日より 七日間	九月十七日 五日間	九月十七日 五日間	九月十七日 五日間	九月十七日 五日間	九月十七日 五日間	九月十七日 五日間	九月十七日 五日間	九月二十三日より 四日間	九月二十日 四日間	九月二十日 五日間	九月十八日 四日間	九月十七日 五日間	九月十四日 四日間
農産物價格事務打合せのため (留萌支廳管内及び羽幌町)	中小企業實態調査及び工場視察のため (後志支廳管内及び函館市、小樽市)	中小企業實態調査及び工場視察のため (旭川市、留萌市、稚内市)	早害状況調査のため (後志支廳管内、膽振支廳管内)	土木事業施設箇所調査及び視察のため (十勝支廳管内)	土木事業施設箇所調査及び視察のため (膽振支廳管内)	土木事業施設箇所調査及び視察のため (十勝支廳管内)	土木事業施設箇所調査及び視察のため (十勝支廳管内)	土木事業施設箇所調査及び視察のため (十勝支廳管内)	土木事業施設箇所調査及び視察のため (十勝支廳管内)	釧路市、鳥取町併合調査のため (釧路支廳管内及び釧路市)	釧路市、鳥取町併合調査のため (釧路支廳管内及び釧路市)	釧路市、鳥取町併合調査のため (釧路支廳管内及び釧路市)	釧路市、鳥取町併合調査のため (釧路支廳管内及び釧路市)	釧路市、鳥取町併合調査のため (釧路支廳管内及び釧路市)	農産物價格事務打合せのため (東京都)
議員 荒 哲夫	議員 川本 興三郎 川口 浩一 坂口 常一 野口 浩一 野口 浩一 山橋 源次郎	議員 高橋 雄之助 高橋 雄之助 高橋 雄之助 高橋 雄之助 高橋 雄之助 高橋 雄之助	議員 時政 次郎 吉次郎 後次郎 兒次郎 時次郎	議員 青木 恒三郎 笹野 恒三郎 宮野 恒三郎	議員 立山 耕平 山田 信一 齋藤 信一 鈴木 信一	議員 岩本 政一 中政 三郎 岩本 政一 中政 三郎	議員 後藤 三男 兒玉 由一 後藤 三男 兒玉 由一								

九月二十七日より 十四日間	九月二十七日より 十四日間	九月二十八日より 六日間
綜合開發促進用務のため(東京都)	綜合開發促進用務のため(東京都及び大阪府)	議會事務打合せのため(空知、膽振支廳管内)
議員 岩本 政一	議員 本多 三治 宮崎 吉太郎	副議長 鈴木 重

- 六、官服報告に關すること。
- 七、公印及び職員(部長以上)の管守に關すること。
- 八、道公報に關すること。
- 九、文書、物品の收受、發送及び文書の淨書、記録、編さん並びに保存に關すること。

職員課

- 一、職員(の福利厚生及び教養に關すること)。
- 二、地方職員共済組合に關すること。(出納事務を除く)
- 三、職員労働組合に關すること。
- 四、官公舎(寮)居住者の指定に關すること。

統計課

- 一、統計調査事務の企画及び連絡統一到關すること。
- 二、國勢調査實施に關すること。
- 三、人口調査實施に關すること。
- 四、労働力調査實施に關すること。
- 五、勤勞調査實施に關すること。
- 六、收入調査實施に關すること。
- 七、消費者價格調査實施に關すること。
- 八、農林水産業調査實施に關すること。
- 九、商工業調査實施に關すること。
- 十、事業所統計調査實施に關すること。
- 十一、生産動態統計調査實施に關すること。
- 十二、學校基本及學校衛生統計調査實施に關すること。
- 十三、統計結果公表に關すること。

庶務課

- 一、道財政及び道費の經濟に關すること。
- 二、道費豫算の編成及び令達に關すること。
- 三、道費の税外收入に關すること。
- 四、道債の借入及び發行並びに當せん金附證券の發行に關すること。
- 五、道議會及び監査委員に關すること。

- 六、道有不動産(模範林、公有林、道費財産造成地及び勸業資金を除く)に關すること。
- 七、國有財産に關すること。
- 八、廳舎、官公舎及び道議會議事堂の維持管理に關すること。

稅務課

- 一、道稅の賦課及び徵收に關すること。
- 二、道配付稅に關すること。
- 三、道稅の豫算決算下調に關すること。
- 四、稅務講習所に關すること。

開發計畫課

- 一、綜合開發計畫に關すること。
- 二、開發關係豫算の編成及び關係各廳との折衝に關すること。
- 三、開發關係豫算の執行の審査に關すること。
- 四、開發關係豫算の認證と實施計畫の調整に關すること。

地方課

- 一、支廳の區域及び組織權限に關すること。
- 二、支廳事務の指導監督に關すること。
- 三、支廳經費に關すること。
- 四、地方振興委員會及び地方行政協議會に關すること。
- 五、支廳長及び市町村長の委任事務に關すること。
- 六、地方自治の振興に關すること。
- 七、市町村の廢止分合及び境界に關すること。
- 八、郡の區域及び名稱の設定變更に關すること。
- 九、市町村職員の共済制度及び諸給與に關すること。
- 十、市町村職員の研修及び顯彰に關すること。
- 十一、市町村の指導監督に關すること。
- 十二、市町村稅に關すること。
- 十三、地方配付稅に關すること。
- 十四、市町村事業稅の分割に關すること。
- 十五、市町村起債に關すること。

- 十六、貯蓄獎勵に關すること。
- 十七、代書人に關すること。
- 十八、國籍に關すること。
- 十九、町内會、部落會又はその連合會等に對する解散及び就業禁止等の制限に關すること。
- 二十、公職資格審査、教職員適格審査並びに同委員會に關すること。

渉外課

- 二十一、覺書該當者の監察に關すること。
- 二十二、舊陸軍將校調査に關すること。
- 二十三、團體等の規正に關すること。
- 二十四、外國人の登録に關すること。
- 二十五、解散團體の資産接收保管に關すること。
- 二十六、選舉管理委員會及び自治講習所に關すること。

渉外課

- 一、渉外に關すること。
- 二、渉外關係に關する他官公署の連絡調整に關すること。
- 三、指定施設、連合國及び連合國人並びに特定國人の財産管理保全に關すること。

渉外勞務課

- 一、連合國軍關係勞務者の提供に關すること。
- 二、連合國軍關係勞務者の給與支拂に關すること。
- 三、連合國軍關係勞務者の管理及びその宿舍施設の維持に關すること。
- 四、連合國軍關係の施設に對する整備及び消防事務に關すること。
- 五、連合國軍關係勞務者の健康保險法及び厚生年金保險法の適用に關すること。
- 六、渉外勞務管理事務所に關すること。

醫務課

- 一、部内及び部所屬部局の人事並びに豫算に關すること。

(衛生部各課)

と。

- 二、保健所の設置及び運営の指導監督に關すること。
- 三、醫療の指導及び監督に關すること。
- 四、醫師、齒科醫師及び齒科衛生士の身分並びに業務の指導監督に關すること。
- 五、保健婦、助産婦及び看護婦の身分並びに業務の指導監督に關すること。
- 六、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師等の身分並びに業務の指導監督に關すること。
- 七、死體解剖及び保存に關すること。
- 八、道立病院、診療所、保健婦養成所衛生研究所及び道立女子醫學専門學校に關すること。

保健指導課

- 一、衛生思想の普及及び向上並びに衛生教育に關すること。
 - 二、衛生統計及び人口動態統計に關すること。
 - 三、優生保護に關すること。
 - 四、國民體力の向上に關すること。
 - 五、國民の榮養及び榮養士の身分並びに業務の指導監督に關すること。
 - 六、精神病に關すること。
 - 七、性病に關すること。
 - 八、檢査所、治療院及び食糧研究所に關すること。
- 豫防課
- 一、結核、らい及びトラホーム等の慢性傳染病に關すること。
 - 二、コレラ、赤痢及び腸チフス等の急性傳染病に關すること。
 - 三、寄生虫病、がん、齒科疾患及び近視等に關すること。
 - 四、細菌檢査に關すること。
 - 五、檢疫に關すること。
 - 六、傳染病院、隔離病舎及び消毒所に關すること。

環境衛生課

- 七、結核療養所に關すること。
- 一、食品衛生に關すること。
- 二、と場及びと畜に關すること。
- 三、へい獸處理所に關すること。
- 四、狂犬病の豫防に關すること。
- 五、墓地及び埋葬並びに火葬に關すること。
- 六、旅館、興業場、公衆浴場及び理容所等の衛生に關すること。
- 七、國立公園及び溫泉に關すること。
- 八、建築物衛生、清掃衛生及び汚物處理に關すること。
- 九、ねずみ及び昆虫等の驅除に關すること。
- 十、水道及び下水道の衛生に關すること。

藥務課

- 一、藥劑師の身分及び業務指導監督に關すること。
 - 二、醫藥品、用具及び化粧品に關すること。
 - 三、藥局及び調劑に關すること。
 - 四、醫藥品、防疫藥劑齒科用指定貴金屬その他衛生用物資の配給に關すること。
 - 五、毒物劇物營業の取締に關すること。
 - 六、麻薬及び大麻の取締に關すること。
 - 七、藥用植物の栽培及び藥用植物資源の開発利用に關すること。
 - 八、生物學的製劑及び抗菌性物質製劑に關すること。
 - 九、化學的試驗檢査に關すること。
- (民生部各課)
- 社會課
- 一、生活保護に關すること。
 - 二、民生事業に關すること。
 - 三、社會事業の調査研究及び各團體に關すること。
 - 四、社會福利施設に關すること。
 - 五、傷病者保護に關すること。

兒童課

- 六、行旅病人及び旅行死亡人に關すること。
- 七、精神病監護に關すること。
- 八、公益質屋に關すること。
- 九、北海道舊土人に關すること。
- 十、ララ物資に關すること。
- 十一、消費生活協同組合に關すること。

兒童課

- 一、兒童福祉に關すること。
 - 二、兒童福祉思想の普及啓蒙に關すること。
 - 三、兒童の不良化防止に關すること。
 - 四、兒童文化に關すること。
 - 五、家庭養育(里親)制度に關すること。
 - 六、母子家庭の保護に關すること。
 - 七、保母の養成に關すること。
 - 八、乳幼児及び妊産婦の保護並びに母子手帳に關すること。
 - 九、兒童相談所、兒童福祉委員會、兒童福祉及び兒童委員に關すること。
 - 十、兒童福祉施設の檢査指導及び物資に關すること。
- 援護課
- 一、外地引揚者の保護及びその團體に關すること。
 - 二、救濟用物資に關すること。
 - 三、非日本人送還に關すること。
 - 四、災害救助に關すること。
 - 五、北海道外地引揚援護對策委員會に關すること。
- 消防課
- 一、消防團員の訓練に關すること。
 - 二、消防資材の整備あつ旋に關すること。
 - 三、消防通信に關すること。
 - 四、消防協會との連絡に關すること。
 - 五、災害防禦の措置に關すること。
 - 六、消防相互の應援協力に關すること。
 - 七、消防統計及び災害統計に關すること。

八、消防職員の恩給に關すること。
世話課

一、復員に關すること。
二、未復員者の狀況不明者研究資料の収集に關すること。

三、復員統計に關すること。
四、特別未歸還者業務の統制に關すること。
五、地方世話所に關すること。
保險課

一、健康保險に關すること。
二、國民健康保險に關すること。
三、厚生年金保險に關すること。
四、船員保險に關すること。
五、厚生保險特別會計所屬國有財産に關すること。
六、厚生保險特別會計に關すること。
七、退職金積立金及び退職手當に關すること。
八、船員保險特別會計に關すること。
九、保險審査に關すること。
十、社會保險出張所に關すること。

(勞働部各課)

勞政課

一、一般勞働政策に關すること。
二、勞働組合及び勞働關係の調整に關すること。
三、勞働委員會に關すること。
四、勞働者團體及び使用者團體に關すること。
五、勞働事情に關する資料の採集分析に關すること。
六、勞政事務所及び勞働會館に關すること。
失業保險徵收課

一、失業保險の適用に關すること。
二、任意包括被保險者の資格得喪に關すること。
三、失業保險料その他徵收金の調定、納入告知及び收納に關すること。

四、失業保險特別會計資金前渡及び同資金前渡官吏の指導監督に關すること。
五、失業保險特別會計の監査に關すること。

職業安定課

一、職業紹介その他雇より安定に關すること。
二、職業指導に關すること。
三、失業對策に關すること。
四、公共事業の勞務配置及び勞務查察に關すること。
五、失業應急事業並びに共同作業施設に關すること。
六、民間職業紹介事業及び勞務者募集事業並びに勞働者供給事業の監督に關すること。
七、失業保險の認定及び給付に關すること。
八、職業補導に關すること。
九、勞働市場調査に關すること。
十、職業分類に關すること。
十一、公共職業安定所及び職業補導所に關すること。

勞働教育課

一、勞働者及び使用者に對する勞働教育に關すること。
二、勞働行政關係職員の教養訓練に關すること。
三、勞働問題の啓蒙宣傳に關すること。

(經濟部各課)

農務課

一、農政、諸般の企畫及び調査に關すること。
二、農業生産計畫に關すること。
三、農業經營に關すること。
四、食糧作物の指導獎勵に關すること。
五、園藝作物の指導獎勵に關すること。
六、特用(甜菜、纖維、油料、藥料、香料その他)作物の指導獎勵に關すること。
七、飼肥料作物の指導獎勵に關すること。
八、農産物種苗に關すること。
九、病虫害防除に關すること。

十、農業用資材に關すること。
十一、肥料及び農業用石灰に關すること。
十二、耕土改良に關すること。
十三、農業災害共済に關すること。
十四、農業氣象に關すること。
十五、農村電化に關すること。
十六、養蠶及び製糸に關すること。
十七、農村工業及び農産加工獎勵に關すること。
十八、稻わらの需給調整に關すること。
十九、蠶業取締所、農業講習所及び農機具研究所に關すること。

農業改良課

一、農業技術普及に關すること。
二、農民生活の改善に關すること。
三、農業試驗場に關すること。
四、農業技術講習所に關すること。

畜産課

一、畜産の改良増殖に關すること。
二、酪農に關すること。
三、畜産品の生産加工に關すること。
四、家畜傳染病その他家畜衛生に關すること。
五、飼料の需給調整に關すること。
六、種牛馬に關すること。
七、牛馬籍に關すること。
八、家畜市場に關すること。
九、農業災害補償中家畜共済に關すること。
十、家畜商に關すること。
十一、獸醫師及び裝蹄師に關すること。
十二、牧野の維持に關すること。
十三、牧野開放整備に關すること。
十四、指定飼料配給割當に關すること。
十五、家畜の原皮に關すること。
十六、馬具に關すること。

十七、薬事法中動物用醫藥品に關すること。
十八、酪農検査所及び飼料配給公團並びに農業試験場畜産部復舊事務所に關すること。

食糧課

- 一、主要食糧の需給調整に關すること。
- 二、主要食糧の集荷配給に關すること。
- 三、供出用勞務物資に關すること。
- 四、農産物の道整検査に關すること。
- 五、食糧配給公團に關すること。
- 六、農業調整委員會に關すること。

食品課

- 一、食料品の需給調整に關すること。
- 二、食料品製造用原料配分に關すること。
- 三、そ菜の出荷調整及び勞務物資に關すること。
- 四、飲食營業規正に關すること。
- 五、食糧品及び油糧配給公團に關すること。

(商工部各課)

商務課

- 一、商業諸般の企畫及び調査に關すること。
- 二、衣料その他生活物資の需給調整に關すること。
- 三、中小企業振興及び商工協同組合法による組合、商會議所その他商工團體の指導監督に關すること。
- 四、中小企業産業資金に關すること。
- 五、市街地信用組合その他の金融業の指導監督に關すること。

六、百貨店に關すること。

七、貿易振興及び觀光宣傳に關すること。

工務課

- 一、工業諸般の企畫及び調査に關すること。
- 二、工業の振興及び指導に關すること。
- 三、地下資源の調査に關すること。
- 四、工業品及び指定生産資材（微量需要者用指定生産

資材及び他課の主管に屬するものを除く）の需給調整に關すること。

- 五、わら工品の需給調整に關すること。
- 六、鑛業及び砂鑛業出願に關すること。
- 七、電力の増強及び電源開發に關すること。
- 八、銃砲火藥類の取締に關すること。
- 九、電氣瓦斯事業の取締に關すること。
- 十、工業試験場及び度量衡器檢定所に關すること。

石炭課

- 一、石炭及び石炭系燃料の需給調整並びに使用方法の指導に關すること。
- 二、石炭及び石炭系燃料の増産並びに確保に關すること。
- 三、輸送力の増強及び物資の輸送對策に關すること。

物價課

- 一、物價に關すること。
- 二、地代家賃に關すること。
- 三、價格査定に關すること。
- 四、物價監視員に關すること。
- 五、價格差益に關すること。

(水産部各課)

漁政課

- 一、部内の豫算經理に關すること。
- 二、漁業權處分及び登録に關すること。
- 三、漁業取締に關すること。
- 四、水産團體の指導監督に關すること。
- 五、漁船保險事務に關すること。
- 六、漁村厚生施設に關すること。
- 七、漁場測量に關すること。
- 八、水産練習所に關すること。

水産課

- 一、水産指導に關すること。

二、魚田開發に關すること。
三、水産動植物の増殖保護に關すること。

- 四、漁船に關すること。
- 五、漁港及び船入洞に關すること。
- 六、水産資材及び勞務に關すること。
- 七、水産關係勞務物資に關すること。
- 八、水産調査及び資材に關すること。
- 九、水産試験場及び水産孵化場に關すること。

水産調整課

- 一、生鮮水産物及加工水産物需給調整に關すること。
- 二、生鮮水産物及び加工水産物の公認團體の指導監督に關すること。
- 三、生鮮水産物及び加工水産物の配給取締に關すること。
- 四、生鮮水産物及び加工水産物小賣店舖の登録及び監督に關すること。

- 五、水産加工獎勵に關すること。
- 六、水の需給調整に關すること。
- 七、水産物の輸送及び價格指導に關すること。
- 八、水産物検査所に關すること。

(農地部各課)

調整課

- 一、部内豫算に關すること。
- 二、農地改革の普及宣傳に關すること。
- 三、小作調停に關すること。
- 四、農業用地及び小作關係の調整及び移動統制並びに農地かい廢及び小作料の統制に關すること。
- 五、農地委員會に關すること。（用地課主管事項を除く）

農地課

- 一、自作農創設維持に關すること。
- 二、自作農特別措置法による處分地の管理調整に關す

ること。

- 三、開墾地未發有民資金に關すること。
- 四、農地の登記事務に關すること。
- 五、農地價格の統制に關すること。
- 六、農地訴願の受理に關すること。
- 七、農地調整に關する農地の買収及び賣渡に關すること。
- 八、農地の交換分合に關すること。
- 九、買収農地の對價、報償金及び賣渡農地の償還金支拂に關すること。

農業協同組合課

- 一、農業團體等の整理に關すること。
- 二、農業協同組合の育成指導及び監査に關すること。
- 三、農業協同組合の農村工業に關すること。
- 四、農業金融及び農業倉庫に關すること。
- 五、農業協同組合講習所に關すること。

牧野買収課

- 一、牧野買収及賣渡に關すること。
- 二、牧野價格の統制に關すること。
- 三、買収牧野の使用許可に關すること。

(開拓部各課)

總務課

- 一、部内及び所屬各部署の人事並びに豫算に關すること。
- 二、開拓に關する弘報及び統計の綜合に關すること。
- 三、開拓用資材及び機械器具の調整に關すること。
- 四、開拓審議會に關すること。
- 五、開拓關係團體の一般指導監督に關すること。
- 六、開拓事業所に關すること。

開拓計畫課

- 一、開拓地の選定に關すること。
- 二、開拓地の營農計畫樹立に關すること。

- 三、土地及び水等の開發資源調査に關すること。
- 四、土地改良事業に關する長期計畫樹立に關すること。
- 五、土地改良事業地區の自然的立地條件の測定及び土地利用計畫の樹立に關すること。
- 六、土地改良事業地區の經濟結果の測定及びその着手順位に關すること。
- 七、土地改良地區の建設工事計畫の樹立に關すること。
- 八、土地改良事業に關する進展記録の作製に關すること。

用地課

- 一、開拓用地の取得、分割、管理及び處分に關すること。
- 二、農地委員會に關すること。(未墾地關係に限る)
- 三、國民有地(公用財産、營林財産及び公共用財産中道路、河川、堤防敷地を除き國有未墾地を含む)に關すること。
- 四、未墾地解放普及宣傳に關すること。
- 五、土地整理及び陸地測量標に關すること。

入殖課

- 一、入殖者の選考及び受入に關すること。
- 二、開拓引揚民に關すること。
- 三、入殖者の住宅並びに學校及び診療所の建設に關すること。
- 四、開拓建設隊に關すること。

指導課

- 一、入殖者の生活及び營農指導に關すること。
- 二、入殖者の營農用器具資材の取得あつ旋に關すること。
- 三、開拓者資金融通に關すること。
- 四、拓殖實習場及び開拓基地農場に關すること。

開拓建設課

- 一、開拓地の排水施設に關すること。
- 二、開拓地のかんがい施設に關すること。

- 三、開拓地の造田及び客土に關すること。
- 四、開墾の建設工事の施行に關すること。
- 五、入殖者による開墾作業の指導監督に關すること。
- 六、開墾助成に關すること。
- 七、開墾用機械に關すること。
- 八、簡易軌道に關すること。

開拓調査室

- 一、開拓研究及び資料の採集に關すること。
- 二、開拓事業の推進に關すること。

(土木部各課)

經理課

- 一、部内及び所屬各部署の人事並びに豫算に關すること。
- 二、部内豫算の總括經理に關すること。
- 三、土木資材に關すること。
- 四、災害復舊土木事業に關すること。
- 五、土木現業所、土木機械工作所、治水事務所及び土木試驗場に關すること。

道路課

- 一、道路及びその附屬物に關すること。
- 二、鐵道及び軌道に關すること。
- 三、道路運送事業に關すること。
- 四、土地收用に關すること。

河川課

- 一、河川及びその附屬物管理に關すること。
- 二、堤防敷地管理に關すること。
- 三、河川及び堤防敷地產物に關すること。
- 四、河川及び堤防敷地の土地交換整理及びその補償に關すること。
- 五、治水利水調査企畫に關すること。
- 六、水利に關すること。
- 七、水防組合に關すること。

- 八、上下水道に關すること。
- 九、公有水面埋立に關すること。
- 十、運河に關すること。
- 十一、砂防に關すること。
- 十二、開拓地の用水施設に關すること。

港灣課

- 一、港灣工事に關すること。
- 二、港灣の管理保全に關すること。
- 三、航路標識に關すること。
- 四、船鑑札事務に關すること。
- 五、補助航路に關すること。
- 六、海面の使用及び私費工事に關すること。
- 七、港灣工事用指定生産資材に關すること。
- 八、港灣統計に關すること。

土地改良課

- 一、排水施設に關すること。
- 二、かんがい施設に關すること。
- 三、客土に關すること。
- 四、區畫整理に關すること。
- 五、農道酸性矯正及び土地改良並びに石礫除去に關すること。
- 六、耕地災害に關すること。
- 七、土功組合に關すること。
- 八、道費財産造成地に關すること。
- 九、勸業資金に關すること。

計畫課

- 一、地方計畫（他部の主管に屬する事項を除く）に關すること。
- 二、都市計畫に關すること。
- 三、觀光施設に關すること。
- 四、土地區畫整理に關すること。
- 五、市街地建築物法中地域地區の指定に關すること。
- 六、公園綠地に關すること。

- 七、廣告物の取締に關すること。
- 八、都市計畫審議會に關すること。

（建築部各課）

營繕課

- 一、部内の人事及び豫算に關すること。
- 二、國費及道費に屬する建築及び營繕に關すること。
- 三、建築物の設計審査及び工事の指導に關すること。
- 四、建築材料の調査及び試験に關すること。

建築課

- 一、臨時建築制限に關すること。
- 二、市街地建築物に關すること。
- 三、震災都市における建築物の制限に關すること。
- 四、特殊建築物に關すること。
- 五、建築用指定生産資材割當に關すること。

住宅課

- 一、住宅の建設供給及びその指導監督に關すること。
- 二、住宅建設用資材の調達配分に關すること。
- 三、住宅緊急指令に關すること。
- 四、住宅組合及び貸家組合に關すること。

（林務部各課）

林政課

- 一、部内及び部所屬各部局の人事並びに豫算に關すること。
- 二、森林事務の連絡調整に關すること。
- 三、森林の訴願訴訟その他争議に關すること。
- 四、森林火災保険及び森林防火に關すること。
- 五、林業用勞務及び資材に關すること。
- 六、林業講習所に關すること。
- 七、狩獵に關すること。

道有林課

- 一、道有林の管理及び經營に關すること。
- 二、林務署に關すること。

- 三、道行造林に關すること。

林業課

- 一、民有林の施設計畫、造林利用及び土木に關すること。
- 二、民有林の振興及び林業獎勵に關すること。
- 三、保安林に關すること。
- 四、公園及び風景開發計畫に關すること。
- 五、耕地防風林に關すること。
- 六、治山治水に關すること。
- 七、林業團體（他課に屬するものを除く）に關すること。

木材課

- 一、木材の生産加工及び輸送に關すること。
- 二、木材の検査に關すること。
- 三、木材業者及び製材業者の登録並びに整備に關すること。
- 四、木材の生産加工を行う團體に關すること。

薪炭課

- 一、薪炭及び加工燃料の登録に關すること。
- 二、薪、木炭、たどん、煤炭（豆炭を除く）草炭及びその他の薪炭類の生産供給及びこれらの團體に關すること。
- 三、薪、木炭の検査に關すること。
- 四、特殊林産物の製産加工及び配給に關すること。

林政調査室

- 一、營林の総合的計畫及び調査に關すること。
- 二、森林統計に關すること。

各部の代表課は左のとおりである。

部名	代表課名
總務部	人事課
衛生部	醫務課
民生部	社會課

商經勞 工濟働 部部部 商農勞 務務政 課課課 開農水 拓地産 部部部 總調漁 務整政 課課課 林建土 務築木 部部部 林營經 政績理 課課課

▲昭和二十四年度豫算現計調 (昭和二十四年九月三十日現在)

一般會計 歳入之部

科	目	既定豫算額	追加(一回)	追加(二回)	追加(三回)	計	%
道	道税	三,一七三,九六九,六〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇			三,一七三,九六九,六〇〇	元・四五
公營企業及び財産收入		三,〇〇〇,〇〇〇				三,〇〇〇,〇〇〇	〇・九九
分擔金及び負擔金		六六,〇〇〇,〇〇〇				六六,〇〇〇,〇〇〇	〇・七九
使用料及び手数料		二九,五〇〇,〇〇〇	一三,〇〇〇,一〇〇			四二,五〇〇,一〇〇	二・六八
寄附金		二〇,〇〇〇,〇〇〇	二,七七五,〇〇〇			二二,七七五,〇〇〇	〇・七四
繰入金		一四,〇〇〇,〇〇〇				一四,〇〇〇,〇〇〇	〇・四五
繰越金		一五,九一八,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇			一九,九一八,〇〇〇	〇・七〇
雑収入		六二,七三三,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇			六五,七三三,〇〇〇	六・三一
道債		五,五〇〇,〇〇〇		二,〇〇〇,〇〇〇		七,五〇〇,〇〇〇	五・七七
純道負擔		一,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇			一一,〇〇〇,〇〇〇	一・三六
純地方配付		五,〇〇〇,〇〇〇		二,〇〇〇,〇〇〇		七,〇〇〇,〇〇〇	四・八四
國庫支出		三,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇			一三,〇〇〇,〇〇〇	四・〇〇
純國庫負擔		五,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇			一五,〇〇〇,〇〇〇	五・四一
歳入計		一〇,〇〇〇,〇〇〇	二二,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二五,〇〇〇,〇〇〇	100・00

一般會計 歳出之部

科	目	既定豫算額	追加(一回)	追加(二回)	追加(三回)	計	%
議	會議費	四,〇〇〇,〇〇〇			一〇,〇〇〇,〇〇〇	一四,〇〇〇,〇〇〇	〇・五五
道	道費	三,〇〇〇,〇〇〇			一〇,〇〇〇,〇〇〇	一三,〇〇〇,〇〇〇	〇・五二
警	警察費	三,〇〇〇,〇〇〇			一〇,〇〇〇,〇〇〇	一三,〇〇〇,〇〇〇	〇・五二
防	消防費	三,〇〇〇,〇〇〇			一〇,〇〇〇,〇〇〇	一三,〇〇〇,〇〇〇	〇・五二
計		一〇,〇〇〇,〇〇〇			二〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇	100・00

デモクラシーの教え方學び方
 日本資本主義と財政 上、下
 改革途上の日本農業
 實踐會計監査
 國會の運營
 陸放翁鑑賞 上卷
 ダイヤモンド實務知識
 日 賭 書 譚
 税 の 實 務
 おもひ出す人々
 來るべき自由社會
 政治思想のはなし
 舶來雜貨店
 新日本民權史
 退職金の問題 理論の研究
 實例の解説
 風雲の歐米を見る
 共產主義批判の常識
 中南米の表情
 石井露月の生涯
 新しい日本と世界
 獨占禁止法解説
 北海道社會運動史
 小山林堂隨筆
 地 震 の 國
 アメリカ勞働闘史
 世界名演說集
 この子を殺して
 コミュニテルンの密使
 天 皇
 山の憶ひ出 卷二

合衆國國家教育教會
 藤 田 武 夫
 古 島 敏 雄
 中 瀬 勝 太郎
 寺 光 忠
 河 上 肇
 ダイヤモンド社
 内 藤 虎 次 郎
 栗 原 一 平
 内 田 魯 庵
 J. M. V. リ
 寺 田 作 雄
 獅 子 文 六
 昭 月 茂
 北 里 忠 雄
 高 田 市 太郎
 小 泉 信 三
 天 野 芳 太郎
 福 田 清 人
 每 日 新 聞 社
 公正取引委員會事務局
 渡 邊 惣 藏
 市 河 三 喜
 今 村 明 恒
 磯 部 佑 一 郎
 川 崎 竹 一 郎
 水 井 隆
 近 藤 榮 藏
 長 田 幹 彦
 木 暮 理 太郎

手形小切手法
 名 句 評 釋
 簡易英和辭典
 經營法曹シリーズ 第二集
 簡明英和辭典
 國會のはなし
 民主主義のはなし
 都會といなか
 林 産
 庭 園
 米 園
 お金はどこから
 富の生産と分配
 土壌のはなし
 重工業と輕工業
 レクリエーション
 安 全 運 動
 中 國 社 會
 世界の自然と生活
 家 庭 生 活
 教 育 制 度
 祭 の は な し
 西 洋 と 東 洋
 音 樂 の は な し
 博 物 館
 圖 書 館
 地下資源の利用
 肥料と食糧
 火災と消防
 暦 と 生 活

國家試驗研究會
 穎 原 退 藏
 澤 村 寅 二 郎
 日本經營者團體連盟
 高 梨 繁 一
 佐 藤 達 夫
 戒 能 通 孝
 松 尾 俊 郎
 川 浦 伊 八 郎
 龍 居 松 之 助
 久 保 田 明 光
 林 田 雄
 山 下 雄 三
 鴨 下 寬
 豐 崎 稔
 上 田 七
 可 知 博 和
 小 竹 文 夫
 保 柳 睦 美
 籠 山 京
 梅 根 悟
 柳 田 國 男
 瀨 川 清 子
 岩 村 忍
 諸 井 三 郎
 槻 橋 源 太 郎
 岡 田 源 太 郎
 須 藤 俊 温
 三 井 進 午
 矢 島 安 雄
 三省堂編集所

地震と災害
 公務員關係法令集
 出版ニュース
 鷺 坂 清 信
 第一法規出版株式會社
 日本出版配給株式會社

昭和二十四年十月三十日發行
 北海道議會時報 第一卷第六號
 編 集 北海道議會事務局調査課
 發 行 北海道議會事務局
 電話 一、八二〇番